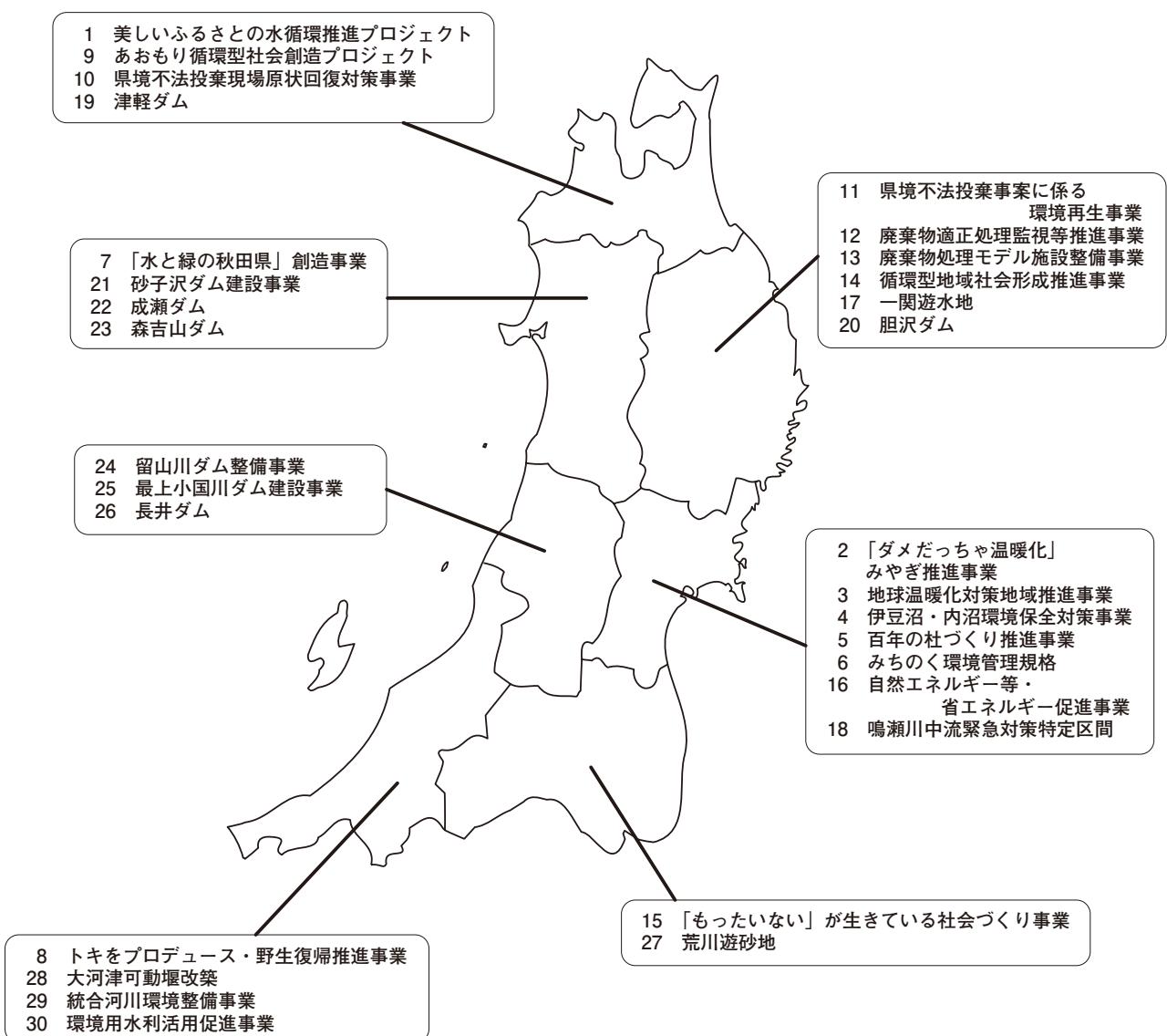


1. 国土・自然環境、資源・エネルギー



1 青森県

国土・自然環境、資源・エネルギー

美しいふるさとの水循環推進プロジェクト (青森県重点推進プロジェクト「わくわく10」)

事業主体

青森県

問合せ先

★ 青森県企画政策部 企画課
〒030-8570 青森市長島1丁目1-1
TEL 017-734-9129 FAX 017-734-8027

事業の目的・効果

★ 環境の世紀といわれる21世紀に、青森県の恵まれた水環境を搖るぎない形で次世代に引き継ぐとともに、健全な水循環の下、青森県の安全・安心な農林水産物の生産を図り、「攻めの農林水産業」を進めていくことを目的とする。

事業地域

青森県

総事業費

605,172千円(平成20年度)

事業の概要

★ 取組戦略1:山・川・海の水循環のビジョンづくり
取組戦略2:きれいな水資源を守り育てる緑豊かな森づくり
取組戦略3:安全・安心な農作物を育む「春の小川」をイメージする水循環の創造
取組戦略4:豊かな水産資源を生み育てる豊饒の海づくり
取組戦略5:地域住民との協働による山・川・海の水循環づくり

事業期間・進捗状況

★ 平成16～20(2008)年度

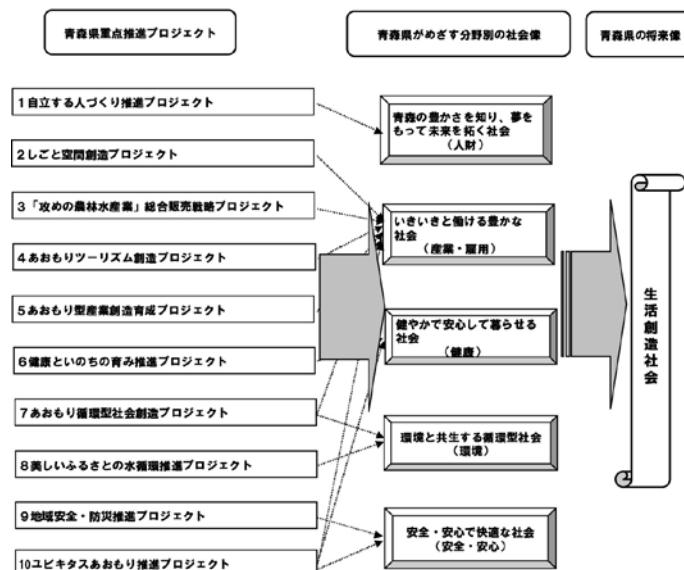
関連事業・計画

★ 生活創造推進プラン

特記事項

★ 青森県重点推進プロジェクト「わくわく10」は、青森県がめざす将来像である「生活創造社会」の実現に向けて、「人財」「産業・雇用」「健康」「環境」「安全・安心」の5つの戦略分野において、平成20年度までに県が重点的に推進する10本のプロジェクトである。

青森県重点推進プロジェクトの全体像



「ダメだっちゃ温暖化」みやぎ推進事業

事業主体

宮城県

問合せ先

★ 宮城県環境生活部 環境政策課
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1
TEL 022-211-2661 FAX 022-211-2669

事業の目的・効果

★ 地球温暖化防止対策について、方向性などに関する認識の共有化と県内各界各層の広範な活動の促進を図る。

事業期間・進捗状況

★ 平成20年度：「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議の設立
・平成20年度～：総会・部会（産業、運輸、民生業務、家庭、企画普及の5つ）の運営、フォーラムの開催

関連事業・計画

★ “脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画
(新・宮城県地球温暖化対策地域推進計画)

事業地域

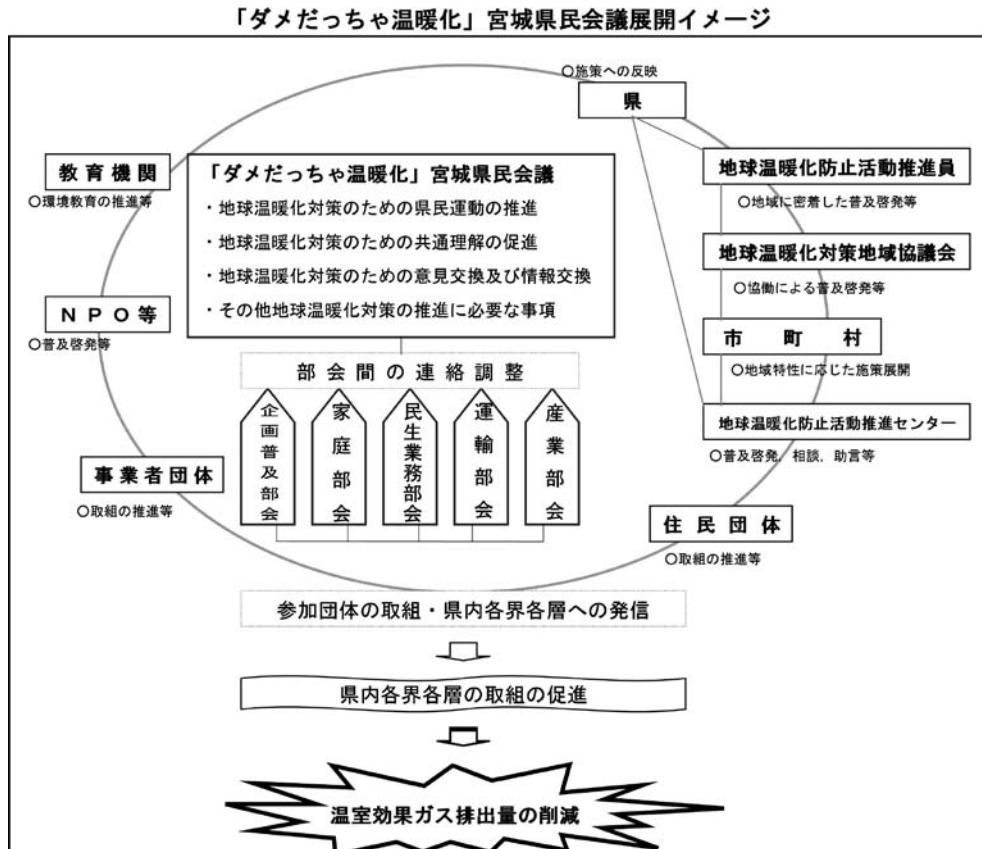
宮城県

総事業費

1,000千円（平成20年度当初予算）

事業の概要

- ① 「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議設置運営事業
各業界団体や消費者団体、大学、県等により、「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議を設置し、意見交換・情報交換を行いながら、県民運動を全県的に展開していく。
- ② フォーラム開催事業
県内の企業や団体、市町村等の地域の先進的な取り組みを広く紹介し、県内各界各層の広範な活動の促進に繋げるため、フォーラムを開催する。



地球温暖化対策地域推進事業

事業主体

宮城県

問合せ先

★ 宮城県環境生活部 環境政策課
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1
TEL 022-211-2661 FAX 022-211-2669

事業の目的・効果

★ 県内の個別の地域において実施されている地球温暖化防止に向けた効果的取組を全県的に波及させ、二酸化炭素排出量削減に向けた県民運動の展開（「脱・二酸化炭素連邦みやぎ」の形成）を図る。

事業期間・進捗状況

★ 平成14～22（2010）年度
 ・平成15年3月25日：宮城県地球温暖化対策地域協議会設立
 ・平成15年度：仙台市秋保温泉街及び古川市台町商店街におけるモデル事業（二酸化炭素排出診断・削減メニュー提案）の実施
 ・平成17年3月：「脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成フォーラム」開催
 ・平成16～17年度：岩沼臨空工業団地におけるモデル事業の実施、各モデル地区における自主的取組の推進
 ・平成17年度：仙台市秋保温泉街及び古川市台町商店街におけるモデル事業に係る効果検証の実施
 ・平成18年度：岩沼臨空工業団地におけるモデル事業に係る効果検証の実施
 ・平成18年度：県内市町村のイベント支援、地球温暖化防止活動推進員の活動支援
 ・平成18～19年度：モデル事業の成果等について、他地域において紹介・説明し、類似の取組の実施についての勧奨の展開。



事業地域

宮城県

総事業費

2,000千円（平成20年度当初予算）

事業の概要

- ★① 宮城県地球温暖化対策地域協議会運営事業
宮城県地球温暖化対策地域協議会を通じて、県内各地において市町村、事業者団体、NPO等が行う二酸化炭素排出抑制に向けた普及啓発活動を支援し、これを将来的に県全域に波及させる。
- ② 宮城県地球温暖化防止活動推進員事業
一般県民を対象に温暖化防止活動への助言等を行う地球温暖化防止活動推進員に対する活動を支援し、温暖化防止活動の普及を図る。
- ③ 省エネ型家電製品普及促進事業
家電量販店等との協力により、省エネ型家電製品普及のための販売促進キャンペーンを実施する。

関連事業・計画

- ★ “脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画（新・宮城県地球温暖化対策地域推進計画）



温暖化対策を県民に広める地球温暖化防止活動推進員

伊豆沼・内沼環境保全対策事業

事業主体

宮城県

問合せ先

★ 宮城県環境生活部 自然保護課
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1
TEL 022-211-2672 FAX 022-211-2693

事業の目的・効果

★ 国内に残された代表的な低地湖沼である伊豆沼・内沼は、ガン・カモ類など数多くの冬鳥の飛来地として、県自然環境保全地域や国指定鳥獣保護区特別保護地区、国の天然記念物の指定を受け、また、ラムサール条約の登録湿地にもなっている。

しかし、生活排水の流入などによる水質の悪化や土砂・浮遊物の流入などによる浅底化が進行し、その自然環境の保全が重要な課題となっており、平成4年度に策定した伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画に基づき、総合的な保全対策を実施してきたが、併せて、平成18年度からは、自然再生推進法に則った自然再生事業として、NPO法人や関係団体等と一体となって総合的な環境保全・再生を図るべく、組織化・事業化を進めている。

事業期間・進捗状況

★ 伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画に基づき、平成5年度からマコモ植栽、ヨシ群落適正維持管理、生物調査等を実施。

【平成21年度以降の予定】

- ・21年度：伊豆沼・内沼自然再生全体構想の作成
- ・22年度～：自然再生事業実施計画の作成、事業実施



【マガノの朝の飛び立ち（冬）】

事業地域

伊豆沼・内沼地域(宮城県栗原市(旧築館町、若柳町)、登米市(旧迫町))

総事業費

27,239千円(平成20年度当初予算)

事業の概要

★【平成20年度実施予定】

- ・自然再生協議会の設立・運営、自然再生全体構想案の検討
- ・魚類・貝類復元対策基礎調査
- ・抽水・沈水植物復元対策基礎調査
- ・水質生態系モデル検証業務調査
- ・水生植物適正管理手法調査・検証

関連事業・計画

★ 宮城の将来ビジョン及び同行動計画(平成19年3月)：取組29「豊かな自然環境、生活環境の保全」

【関連事業】

サンクチュアリセンター管理事業



【ハスの繁茂（夏）】

百年の杜づくり推進事業

事業主体

仙台市

問合せ先

- ★ 仙台市建設局百年の杜推進部
〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7-1
TEL 022-214-8389 FAX 022-216-0637

事業の目的・効果

- ★ 杜の都の伝統に地球環境という新たな視点を加え、市民・事業者・行政の協働のもと緑の施策に取り組み、さらにこれを次世代に引き継ぐことにより、21世紀にふさわしい杜の都・仙台を創造していく。

事業期間・進捗状況

- ★ 平成12年～22(2010)年(行動計画)
(進捗状況(主なもの))
 - ・市街地の「緑の回廊づくり」:公園整備、公共施設緑化、街路緑化を実施。
 - ・市民による「100万本の森づくり」:毎年2万本以上の市民による植樹を実施。
 - ・学校の森づくり:5校で実施済み。
 - ・建築物の緑化助成:86件

特記事項

- ★ 平成14年7月:「百年の杜づくり」の取り組みが「美しい都市の実現」を目指すものとして、内閣・都市再生本部の都市再生プロジェクトに選定される。
- ・平成15年3月:青葉通や定禅寺通など市内中心部の広幅員道路10路線について、国の緑陰道路プロジェクトのモデル地区に指定される。
これらはいずれも、これまでの「百年の杜づくり」による「杜の都」の再生に向けた取り組みが高く評価されたものであり、今後の事業展開にはずみがつくものと期待される。



【100万本の森づくりによる市民植樹】

事業地域

仙台市

総事業費

481,303千円(百年の杜づくりとしての予算は計上していないので、平成19年度の関連予算を計上)

事業の概要

- ★ 百年の杜づくりの第1ステップとして10年間の行動計画を定め、次の事業をはじめとする10の施策を重点取組施策として展開する。
 - ・市街地の「緑の回廊づくり」:仙台駅を中心半径2kmの圏内を対象地域として、重点的に緑化を推進する。
 - ・市民による「100万本の森づくり」:あらゆる機会を捉えて、1年1万本を目標に市民による植樹を行う。
 - ・学校の森づくり:地域のシンボルである小中学校において児童生徒、教師、保護者、地域住民等の参加により学校の森をつくる。
 - ・建築物の緑化助成:民間建築物において屋上や壁面等の緑化にかかる費用の一部を助成する。

関連事業・計画

- ★ 百年の杜づくり行動計画
・仙台グリーンプラン21



【都心のオアシス勾当台公園】

みちのく環境管理規格

事業主体

みちのく環境管理規格認証機構

問合せ先

★ NPO 法人 環境会議所東北
〒981-3121 仙台市泉区上谷刈3丁目10-6
TEL 022-772-6371 FAX 022-375-7797

事業の目的・効果

★ 地域版環境マネジメントシステム「みちのく環境管理規格」の取り組みを推進し、中小企業をはじめ多くの事業者への環境配慮の仕組みの浸透定着を図ることで、「環境に負荷の少ない社会経済システム」を構築する。

事業期間・進捗状況

★ 平成14年度：モデル事業の実施
・平成15年度：規格の構築。みちのく環境管理規格認証機構の設立、構築支援。審査、認証等の事業の開始
・平成16年度～：事業者等への普及啓発、評価員による構築支援の推進、評価員・審査員の育成
・平成18年度～：認証事業の一部変更
・平成19年4月：KES 及びエコアクション21と相互認証契約

事業地域

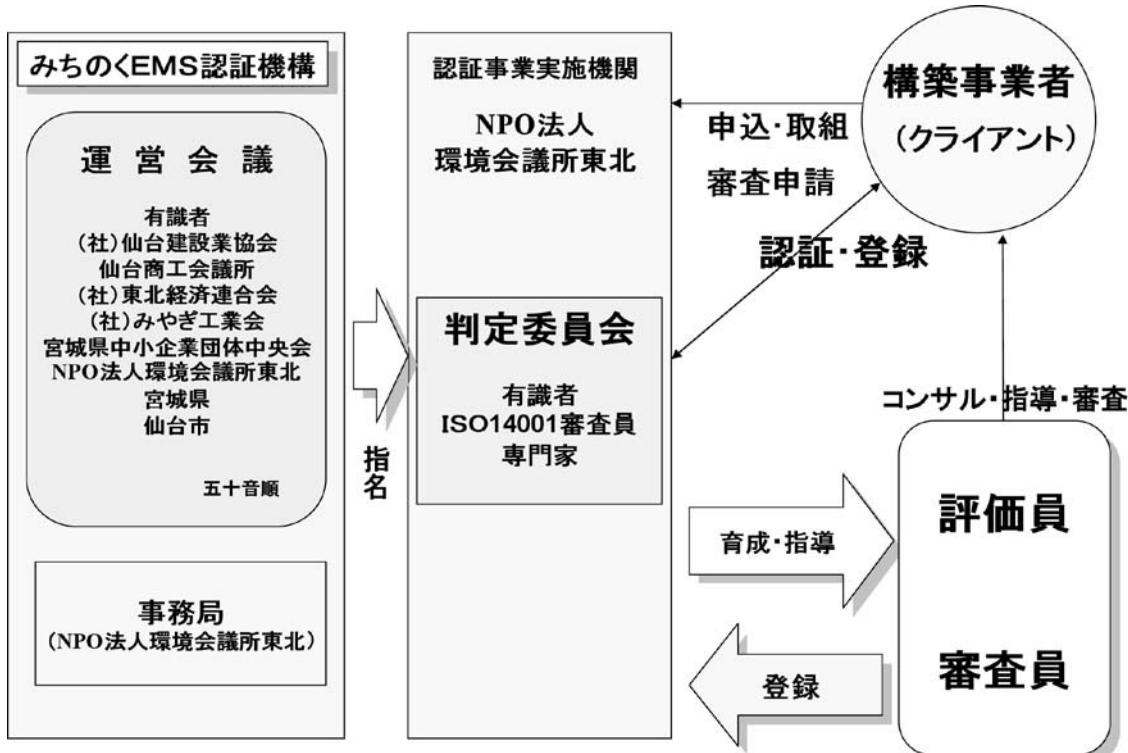
仙台市を中心とする東北地域

事業の概要

★ 「みちのく環境管理規格」に関する普及啓発
・「みちのく環境管理規格」の構築支援および審査
・「みちのく環境管理規格」に関する認証および登録
・国内における地域版環境マネジメントシステム等との連携の推進
・その他、みちのく環境管理規格認証機構の目的を達成するために必要な事業

関連事業・計画

★ 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）



「水と緑の秋田県」創造事業

事業主体

秋田県

問合せ先

★ 秋田県農林水産部 水と緑推進課
〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1
TEL 018-860-1741 FAX 018-860-3838
<http://www.pref.akita.jp/forest-p/mizu/>

事業の目的・効果

★ 愛着と誇りを持てる郷土の美しい山々や川、海などを守り、創造し、これを次の世代に引き継いでいくことを目的として、平成15年4月に「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を施行し、「水と緑の基本計画」に基づいて、県民総参加による「水と緑」の保全・創造に向けた取組を促進する。

事業期間・進捗状況

★ 平成15～20(2008)年度
・平成15年4月：「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を施行
・平成16年3月：秋田県「水と緑」の基本計画を策定

事業地域

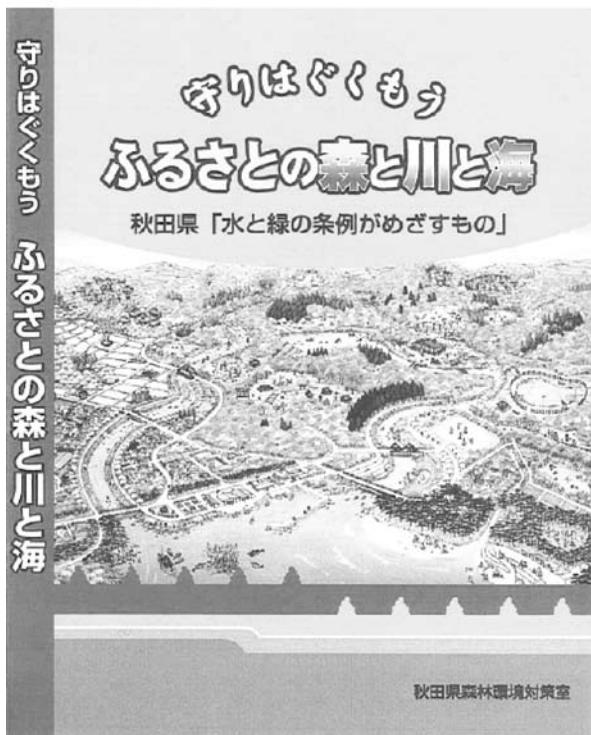
秋田県

総事業費

(平成20年度分まで) 58,259千円

事業の概要

- ★① 身近な自然環境への関心を高めるため、小川や野原で子供たちが動植物の生息状況を調査する「水と緑の探検」の実施
- ② 「水と緑のサミット」の開催
- ③ 水と緑の条例について広く県民にPRするため、自然観察等のリーダーとして活躍している人材に対し研修の機会を提供して、「水と緑のアドバイザー」に任命した。
- ④ 自然観察の好適地20ヶ所を紹介する冊子「ふるさと秋田・木と緑のふれあいガイドブック」1500部を作成
- ⑤ 平成18年度に県民運動の推進母体となる「水と緑の流域ネットワーク」を設立



【条例啓発用映像ソフト（DVD）】



【秋田県「水と緑の基本計画」】

トキをプロデュース・野生復帰推進事業

事業主体

新潟県

問合せ先

★ 新潟県環境企画課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
TEL 025-280-5152 FAX 025-280-5166

事業の目的・効果

★ 自然環境の豊かさを表すシンボルとして全国的にアピール度の高いトキの野生復帰の取組について積極的な情報発信を行うことにより、全国での新潟県の環境イメージを高めるとともに、全国からの支援の拡大を図る。

事業地域

佐渡市

総事業費

2,356千円(20年度事業費)

事業の概要

- ★ 1 野生復帰イメージプロデュース
佐渡島内外に対するトキ野生復帰の認知度のアップとイメージの意識付けを目的とした積極的情報発信
・メディアを活用した積極的情報発信
・首都圏でのトキ野生復帰 PR
- 2 野生復帰支援プロデュース
佐渡・トキの環境ブランドイメージを活用した企業 CSR の誘導
・企業向け現地セミナーの開催

事業期間・進捗状況

★ トキの試験放鳥が行われる予定の平成20年度を契機に全国的な関心が集まることに合わせ、効果的な情報発信により「新潟・佐渡・トキ」をアピールするため、19年度から21年度の3年間を事業実施期間としている。

関連事業・計画

- ★ 人・トキのやすらぎの島推進事業(トキの餌場づくりと普及啓発)
朱鷺野生復帰元年記念事業(トキ放鳥式典とイベントの開催)
新潟県トキ野生復帰推進計画(平成17年3月策定)

あおもり循環型社会創造プロジェクト (青森県重点推進プロジェクト「わくわく10」)

事業主体

青森県

問合せ先

★ 青森県企画政策部 企画課
〒030-8570 青森市長島1丁目1-1
TEL 017-734-9129 FAX 017-734-8027

事業の目的・効果

★ 青森県は、全国的に見てもごみの排出量が多く、逆にリサイクル率が低い現状にある。
このプロジェクトは、県民・企業・団体・行政が連携・協力して資源循環に取り組み、廃棄物の減量化・リユース・リサイクルを可能な限り促進し、青森県の地域特性を生かした環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指すもの。また、環境産業は21世紀の成長産業であることから、新たな雇用創出が期待されるプロジェクトでもある。

事業期間・進捗状況

★ 平成16～20(2008)年度

特記事項

★ 青森県重点推進プロジェクト「わくわく10」は、青森県がめざす将来像である「生活創造社会」の実現に向けて、「人財」「産業・雇用」「健康」「環境」「安全・安心」の5つの戦略分野において、平成20年度までに県が重点的に推進する10本のプロジェクトである。

事業地域

青森県

総事業費

36,198千円(平成20年度)

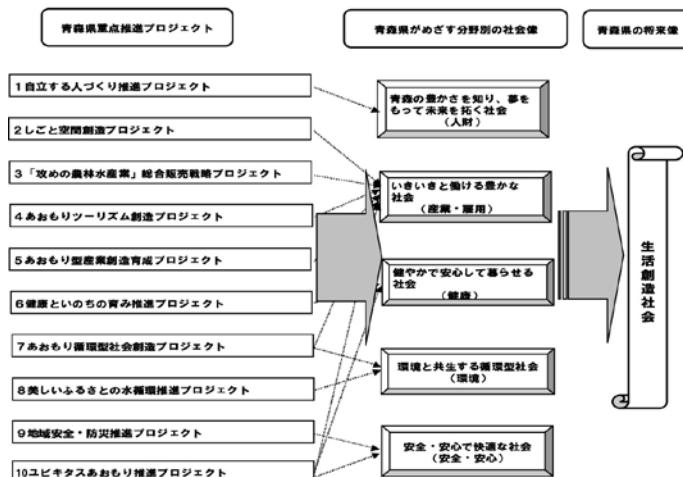
事業の概要

★ 取組戦略1: 環境ビジネス・リサイクル産業の振興
取組戦略2: 青い森資源によるリサイクル基盤の整備
取組戦略3: 青森エコエネルギーの導入促進
取組戦略4: 循環型社会づくりに向けた県民との協働

関連事業・計画

★ 生活創造推進プラン

青森県重点推進プロジェクトの全体像



県境不法投棄現場原状回復対策事業

事業主体

青森県

事業地域

青森県田子町茂市(11ha)と岩手県二戸市上斗米(16ha)に跨る不法投棄現場(27ha)

問合せ先

★ 青森県環境生活部 県境再生対策室
〒030-8570 青森市長島1丁目1-1
TEL 017-734-9261 FAX 017-734-8081

総事業費

43,418,000千円(平成15~24年度)

事業の目的・効果

★ 不法投棄現場の原状回復

事業の概要

★ 現場から周辺への汚染拡散を防止するための遮水壁と浸出水処理施設の建設、および廃棄物や汚染土壌の撤去などを行う。
・不法投棄物(約671千m³)：堆肥様物、焼却灰主体、RDF(ごみ固化形燃料)様物、汚泥主体

事業期間・進捗状況

★ 平成15~24(2012)年度

(これまでの対応)

- ・平成12~14年：原因者に対し、投棄の状況を調査し原状回復の措置を講じるよう命じ、収集運搬業および処分業の許可を取り消した。
 - ・平成13~：現場および周辺環境のモニタリング調査を実施し、その調査結果を公表
 - ・平成14~15年：青森・岩手両県と専門家を交えた合同検討委員会の開催(原状回復措置などについて検討)。合同検討委員会内に「技術部会」を設置し、原状回復対策の技術的な検討を行った。
 - ・平成14~：排出事業者の責任追及のため、1万2千社を対象とした調査を実施。
 - ・平成15~：専門家と住民代表を交えた原状回復対策推進協議会の開催(原状回復措置などについて検討)
 - ・平成16年1月21日：環境大臣から「特措法事業実施計画」に対する同意
 - ・平成16~：水処理施設工事着手、不法投棄産業廃棄物の撤去作業開始
 - ・平成17~：水処理施設が完成し稼動開始、遮水壁工事着手
 - ・平成19年3月26日：環境大臣から実施計画変更案に対する同意
 - ・平成19年6月：遮水壁工事完了
- (今後の対応)
- ・周辺環境への汚染拡散に配慮した廃棄物および汚染土壌の本格撤去
 - ・排出事業者の法的責任追及
 - ・原状回復後の環境再生



【不法投棄現場の全景】

県境不法投棄事案に係る環境再生事業

事業主体

岩手県

問合せ先

★ 岩手県環境生活部 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室 二戸駐在
〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3
TEL 0195-23-9206 FAX 0195-23-6432

事業の目的・効果

★ 県境不法投棄現場の環境再生を図る。

事業期間・進捗状況

★ 事業期間：平成15～24年度
進捗状況：産廃特措法に基づく岩手県の実施計画案について環境大臣の同意を得、計画に基づき事業を実施中。
平成19年度末撤去累計 123.304t

特記事項

★ 22年度までに廃棄物を全量撤去し、平成24年度までには汚染土壤を処理し、原状回復を図る。

事業地域

岩手県二戸市

総事業費

3,131,440千円(平成20年度事業費)

事業の概要

★ 汚染拡散影響把握のためのモニタリング調査、汚染の拡散防止対策、不法投棄廃棄物等の撤去、汚染土壤の処理方法の検討、排出事業者等の責任追及。

関連事業・計画

★ 「ゼロエミッション推進」の主な事業
(平成20年度事業費)
・循環型地域社会形成推進事業(124,615千円)
・廃棄物適正処理監視等推進費(25,887千円)
・廃棄物処理モデル施設費(12,084千円)



廃棄物適正処理監視等推進事業

事業主体

岩手県

問合せ先

★ 岩手県環境生活部 資源循環推進課
〒020-8570 盛岡市内丸10-1
TEL 019-629-5368 FAX 019-629-5369

事業地域

岩手県

総事業費

25,887千円(平成20年度)

事業の目的・効果

★ 循環型地域社会の構築を目指し、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止し、適正処理を推進する。

事業の概要

★ 産業廃棄物適正処理指導員(産廃Gメン)による立入検査や隣県との県境合同パトロールの実施を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を促進する。

事業期間・進捗状況

★ 平成18年度～20年度

関連事業・計画

★「ゼロエミッション推進」の主な事業(平成20年度事業費)

- ① 県境不法投棄事案に係る環境再生事業 (3,131,440千円)
- ② 廃棄物処理モデル施設整備事業 (12,084千円)
- ③ 循環型地域社会形成推進事業 (124,615千円)

廃棄物処理モデル施設整備事業

事業主体

岩手県

問合せ先

★ 岩手県環境生活部 資源循環推進課
〒020-8570 盛岡市内丸10-1
TEL 019-629-5366 FAX 019-629-5369

事業の目的・効果

★ 循環型地域社会の構築を目指す。

事業地域

岩手県九戸村江刺家地区

総事業費

12,084千円(平成20年度)

事業の概要

★ 資源循環型モデル施設整備基本方針に基づいて、公共関与による資源循環型モデル施設(産業廃棄物等処理施設)を九戸村に整備する。

関連事業・計画

★「ゼロエミッション推進」の主な事業(平成20年度事業費)
① 県境不法投棄事案に係る環境再生事業 (3,131,440千円)
② 循環型地域社会形成推進事業 (12,085千円)
③ 廃棄物適正処理監視等推進費 (25,887千円)

事業期間・進捗状況

★ 平成20(2008)年度
・工事施行モニタリング等(施工はPFI事業者が実施)

特記事項

★「廃棄物処理モデル施設」は平成21年度供用開始

循環型地域社会形成推進事業

事業主体

岩手県

問合せ先

★ 岩手県環境生活部 資源循環推進課
〒020-8570 盛岡市内丸10-1
TEL 019-629-5367 FAX 019-629-5369

事業の目的・効果

★ 循環型地域社会の構築を目指し、産業・地域ゼロエミッション推進、再生資源利用製品認定、産業廃棄物再資源化技術開発などの循環型地域社会形成に向けた施策を推進する。

事業地域

岩手県

総事業費

124,615千円(平成20年度)

事業の概要

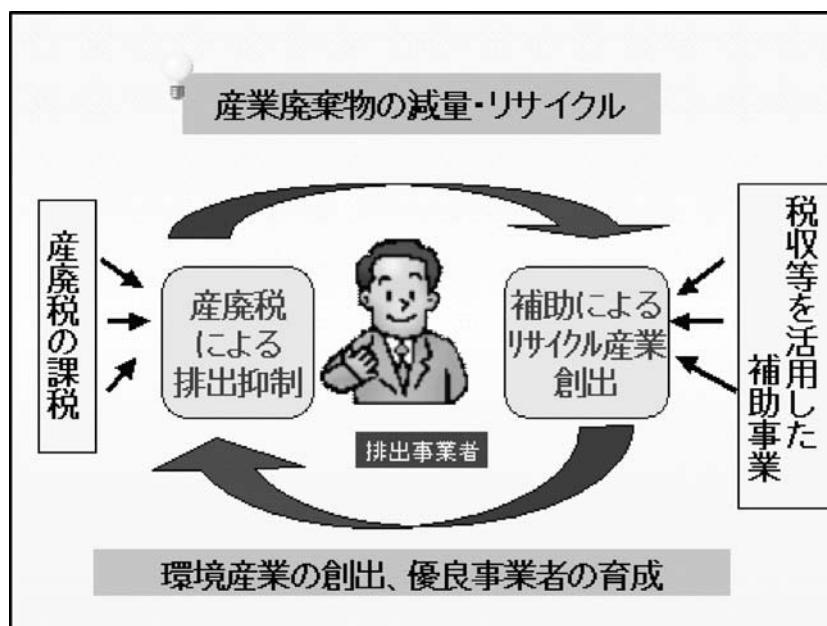
★ 産業廃棄物税等を活用して、産業廃棄物等の減量やリサイクルを促進するため、産業界における技術開発、製品製造等を支援し、リサイクル産業、環境関連産業の振興を図る。
 ・また、循環型社会の担い手として、優良な廃棄物処理業者の育成を進める。
 ・さらに、優良リサイクル製品の認定や市場形成事業など総合的な施策を推進する。

事業期間・進捗状況

★ 平成18～20(2008)年度
・産業廃棄物税等を活用した施策である。

関連事業・計画

★ 「ゼロエミッション推進」の主な事業(平成20年度事業費)
 ① 県境不法投棄事案に係る環境再生事業 (3,131,440千円)
 ② 廃棄物処理モデル施設整備事業 (12,085千円)
 ③ 廃棄物適正処理監視等推進費 (25,887千円)



【産業廃棄物税と補助事業による相乗効果】

「もったいない」が生きている社会づくり事業

事業主体

福島県

問合せ先

★ 福島県生活環境部 環境共生課
〒960-8670 福島市杉妻町2-16
TEL 024-521-7813 FAX 024-521-7928

事業の目的・効果

★ 「福島県循環型社会形成推進計画」の実践・実行に当たり、県民、市民団体及び事業者等が計画のキーワードである「もったいない」を生かした取組みを主体的に行えるように、普及啓発活動を実施する。また、県内の民間団体が中心となって、もったいない運動の連携を目指して設立された「もったいないネットワーク福島」に参加する。この他、環境にやさしいライフスタイルの普及を推進するため、「環境にやさしい買い物」キャンペーン及び環境にやさしい取組みに対する認定制度等により意識の高揚を図る。

事業期間・進捗状況

★ 平成20～22(2010)年度

関連事業・計画

★ 循環型社会の形成を目的として、廃棄物の有効利用と関連産業の育成を図るために、県の認定製品であるエコ・リサイクル製品の使用拡大を進めている。

事業地域

福島県

総事業費

9,100千円(平成20年度)

事業の概要

- ★ 1 「もったいない」普及啓発事業
「もったいない50の実践」に関する絵画を県民から募集して、優秀作品を掲載したカレンダーを作成し、「もったいない」の実践を促す。
- 2 「もったいない」運動推進協議会事業
もったいない運動の普及を図るため、運動を推進する団体等の、情報交換や共同事業等を行うための組織化(ネットワークの形成)に当たって、県が会員として参加するとともに運営の支援を行う。
- 3 環境にやさしい買い物(グリーン購入)キャンペーン事業
10月のグリーン購入推進月間に当たり、キャンペーン参加店にポスターやステッカーを配布するなどして、環境にやさしい買い物のより一層の普及啓発を図る。
- 4 エコ・ショッピング等認定事業
ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組む県内の小売店等を認定することにより、環境にやさしい取り組みの推進を図る。
- 5 もったいない・ゼロエミッション推進事業
「もったいない運動」に関する取組みやごみの減量化に向けた具体的な取組みの募集を行い、優良事例を表彰するとともに、活動報告会の開催、活動事例集を作成・配付することで一層の普及啓発を図る。

もったいない50の実践

【水】

- 水道を出しつぶなしにしないようにしましょう。
- 曲や生ごみは排水に流さないようにしましょう。
- 洗剤は適量を使用しましょう。
- お風呂の水は洗濯などに利用しましょう。
- 台所では水切りネットを使用しましょう。
- 米のとぎ汁は、庭木や花壇にまいて肥料として利用しましょう。

【自然】

- 身近なところに花や木を植えましょう。
- 行楽でのごみは持ち帰りましょう。

【電気・燃料】

- 使わない部屋の照明は消しましょう。
- 休み時間の照明は消しましょう。
- コンセントを抜き待機電力を減らしましょう。
- 見ていないテレビは消しましょう。
- 夏のクールビズ、冬のウォームビズに努めましょう。
- 冷暖房機器は適正な温度に設定しましょう。

【自動車】

- 近い場所には車でなく、徒歩や自転車で行きましょう。
- 燃費のよい車に乗りましょう。
- マイカー移動でなく公共交通機関を利用しましょう。
- アイドリングストップに努めましょう。
- 車の相乗りに努めましょう。
- 車の定期的な点検・整備を行いましょう。

【衣服】

- 古着をリフォームして使いましょう。
- 不要になった衣服は譲り合いましょう。
- 衣類を生地にしてリサイクルしましょう。

【紙】

- 紙は両面を使用し無駄に使わないようにしましょう。
- 紙はリサイクルしましょう。

【ごみ】

- できるだけごみを出さないように努めましょう。
- ごみの分別は徹底的に行いましょう。
- 生ごみを堆肥化してリサイクルしましょう。
- ごみのポイ捨てはやめましょう。

【食品】

- 料理は食べられる量だけ作りましょう。
- 食べ残しをしないようにしましょう。
- 料理方法を工夫して、材料を無駄なく使い切りましょう。
- ばら売りや量り売りを利用しましょう。

【食器等】

- 使い捨てのコップ、皿はなるべく使わないようにしましょう。
- できるだけ「マイはし」を使いましょう。

【容器包装】

- 過剰包装を断りましょう。
- 飲み物はペットボトルよりも水筒を利用しましょう。
- マイバッグ(買い物袋)を持参して、レジ袋を断りましょう。
- リターナル瓶を利用しましょう。

【買い物】

- フリマーケットを活用しましょう。
- 洗剤やシャンプーなどは詰め替え品を買いましょう。
- エコマーク等の環境にやさしい商品を買いましょう。
- 買い物は必要なものだけ買いましょう。

【製造・販売】

- 分別・リサイクルしやすい製品づくりに心がけましょう。
- 過剰包装はやめましょう。

【全般】

- 捨てる前にもう一度考えましょう。
- 壊れたものは、できるだけ修理して使いましょう。
- 手作りを楽しみながらリサイクルしましょう。
- できる限り地元でできたものを利用しましょう。
- 先人の知恵や技を学びましょう。

自然エネルギー等・省エネルギー促進事業

事業主体

宮城県

問合せ先

★ 宮城県環境生活部 環境政策課
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1
TEL 022-211-2661 FAX 022-211-2669

事業の目的・効果

★ 「グリーンな地域社会」の実現に向けた取組の一環として、宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例の適切な運用により、宮城県における自然エネルギー等の導入と省エネルギーの促進を図る。

事業期間・進捗状況

★ 平成6～平成22(2010)年度

- ・平成8年度：「宮城県エネルギー効率的利用計画（宮城県地域新エネルギービジョン）」策定
- ・平成14年10月：「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例」施行
- ・平成17年9月：「宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」の策定

事業地域

宮城県

総事業費

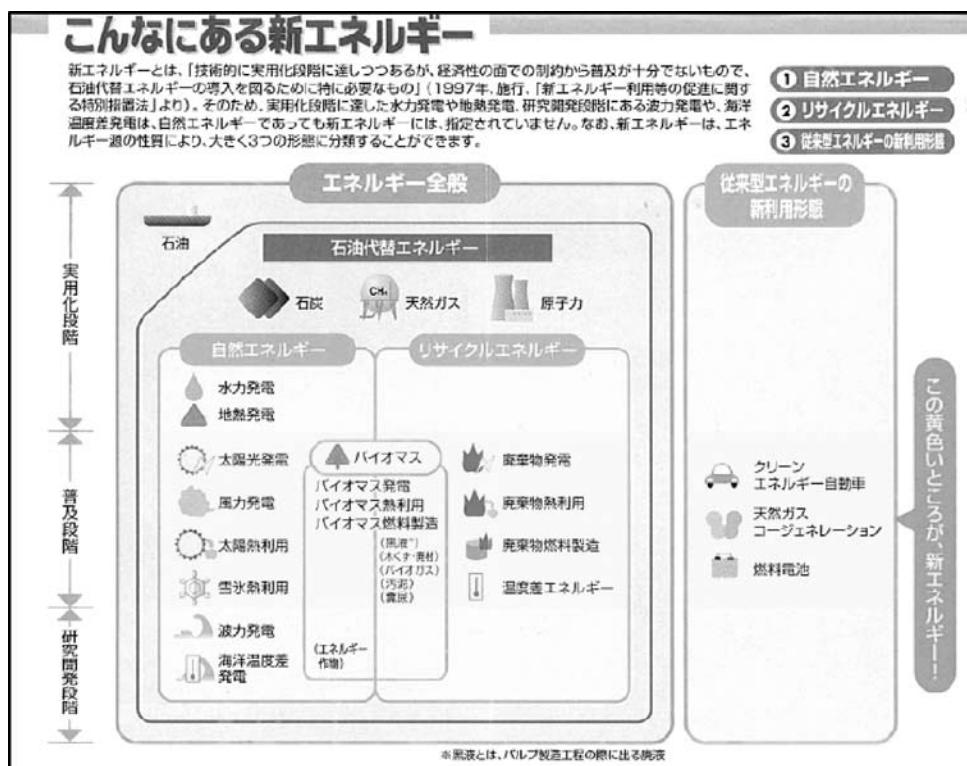
1,740千円(平成20年度当初予算)

事業の概要

- ★ ① 「宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」に基づく加速策の検討・実施
 ② 宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会の運営
 ③ 「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー大賞」表彰制度の実施
 ④ 自然エネルギー等導入促進・省エネルギー促進普及啓発事業（イベントでのパネル展示や自然エネルギー等のデモンストレーションなど）

関連事業・計画

- ★ “脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画（新・宮城県地球温暖化対策地域推進計画）



一関遊水地

事業主体

国土交通省

問合せ先

★ 東北地方整備局 岩手河川国道事務所
〒020-0066 盛岡市上田4丁目49-1
TEL 019-624-3131 FAX 019-652-7450

事業の目的・効果

- ★ 一関遊水地は、北上川上流改修事業的一大プロジェクトであり、二線堤方式による遊水地を建設するもので、上流ダム群とともに北上川治水計画の根幹をなす。
- この遊水地は、延長約28kmの本堤と延長約18kmの小堤に囲まれた第一遊水地820ha・第二遊水地470ha・第三遊水地160haからなり、 $2,300\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節と一関市・平泉町市街地等への浸水被害軽減を目的としている。

事業期間・進捗状況

- ★ 昭和47年～
(進捗率) 56.5% (予算ベース)
・昭和47年：工事着手
・平成19年末まで：本堤は概成。現在、小堤、支川堤防、橋梁架替えを実施。
・平成19年9月洪水では、これまでの整備により、堤防がなかった場合と比較して、浸水面積524ha → 0ha、浸水家屋390戸 → 0戸の減少が図られた。



市街地を防御した一関遊水地本堤
(平成19年9月18日出水 岩手県一関市)

事業地域

岩手県一関市、平泉町、奥州市

総事業費

270,000,000千円

事業の概要

- ★ 二線堤方式による遊水地の建設
・築堤：28,200m 小堤：18,200m

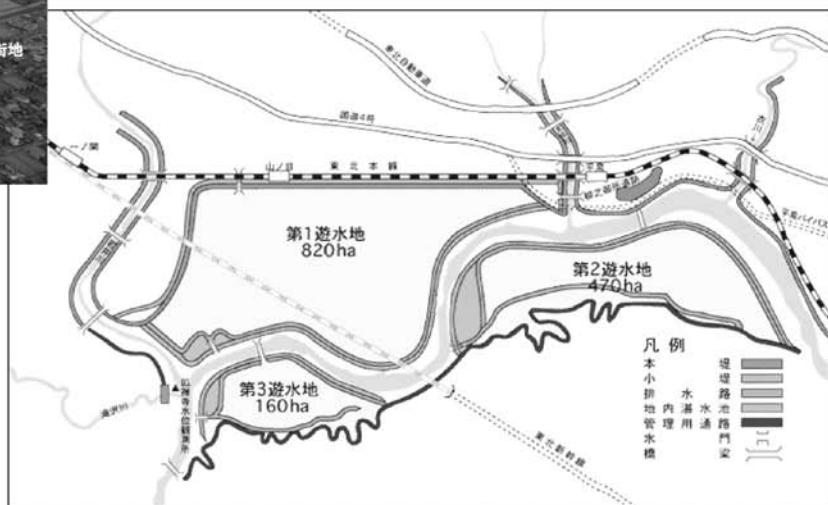
関連事業・計画

- ★ 県営ほ場整備事業(一関第1地区、第2地区、第3地区)
・国道4号平泉バイパス事業
・柳之御所遺跡整備事業(岩手県)

特記事項

- ★ 一関市、平泉町では、一関遊水地事業による無堤部解消を前提としたまちづくりが進められています。
・衣川地区において、堤防予定地の発掘調査を行った結果、大量の「かわらけ(※)」などが出土し、この遺跡が奥州藤原氏の重要な遺跡(接待館遺跡)であるとの評価を受けました。これを受け、平成19年3月に「治水」と「文化財保護」の両立を図るため、堤防ルートの変更を決定し、現在、河道付替や堤防整備を進めています。

※「かわらけ」とは、素焼きの土器であり、宴会儀礼が盛んに行われていたことを示すもの。



【一関遊水地 計画概要図】

鳴瀬川中流緊急対策特定区間

事業主体

国土交通省

問合せ先

★ 東北地方整備局 北上川下流河川事務所
〒986-0861 石巻市蛇田字新下沼80
TEL 0225-95-0194 FAX 0225-94-9840

事業の目的・効果

★ 鳴瀬川中流緊急対策特定区間として、中流部の河道掘削を集中的・効率的に行って流下能力の増大を図るほか、高さ・幅の不足した堤防の強化等もあわせて実施し、鳴瀬川、旧北上川、江合川の治水安全度を向上させ、宮城県北部地域の発展を促す社会経済基盤の形成を図る。

事業期間・進捗状況

★ 平成15～24(2012)年度
 ・平成15年：鳴瀬川中流左岸緊急対策特定区間として事業着手
 ・同年7月26日：宮城県北部を震源とする地震により、鳴瀬川の堤防が甚大な被害を受けたため、右岸も含め左右岸一体とした堤防の量的・質的強化を図ることとした。
 ・平成24(2012)年：事業完成予定

事業地域

宮城県大崎市、東松島市、美里町

総事業費

19,200,000千円

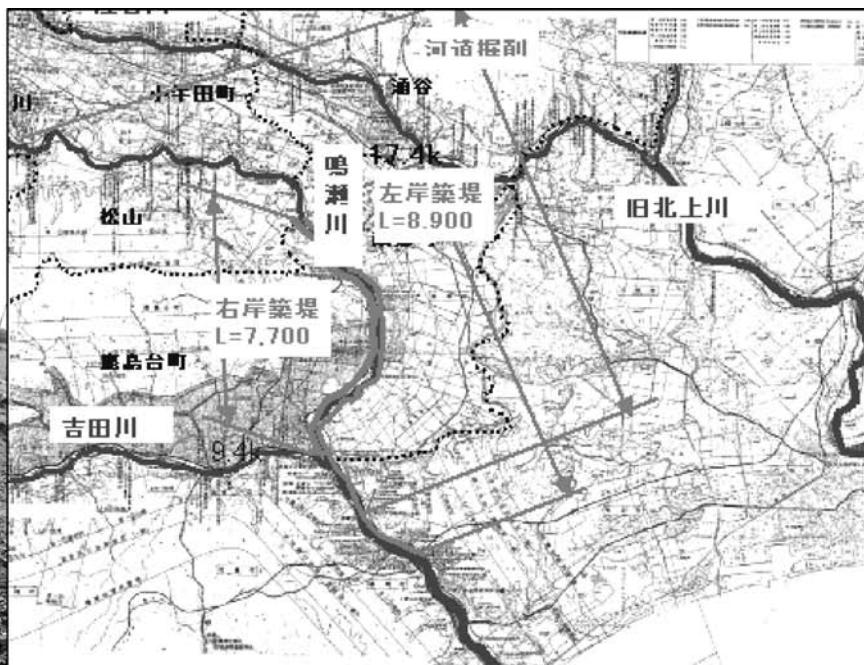
事業の概要

★ 河道掘削
 ・築堤：18,000m

特記事項

★ 緊急対策特定区間とは、近年浸水被害があり治水上の緊急性が高い地区において、効果の早期発現を目的に投資する短期集中型事業で、事業費や工期、工事の進捗状況等を随時公表しながら地域と一体となって事業進捗を図っている。

【被災後の鳴瀬川堤防】



【位置図】

津軽ダム

事業主体

国土交通省

問合せ先

- ★ 東北地方整備局 津軽ダム工事事務所
〒 036-1411 青森県中津軽郡西目屋村
大字田代字神田5
TEL 0172-85-3005 FAX 0172-85-3008

事業の目的・効果

- ★ 津軽ダム建設事業は、岩木川沿川地域の洪水被害の軽減、既得用水の安定供給と水辺環境の保全、かんがい用水、水道用水の補給、工業用水、発電を目的として行うものである。

関連事業・計画

- ★ 弘前市水道事業(弘前市)
 - ・五所川原市工業用水道事業(五所川原市)
 - ・岩木川左岸農業水利事業(農林水産省)
 - ・津軽発電所(東北電力)

事業地域

青森県中津軽郡西目屋村

總事業費

162,000,000千円

事業の概要

- ★ 形式：重力式コンクリートダム
諸元：堤高 97.2m、堤頂長 342m、堤体積 70万 m³、総貯水容量 140,900千 m³、有効貯水容量 127,200千 m³

事業期間・進捗状況

- ★ 昭和63年～
(進捗率) 33.3% (予算ベース)
平成3年：工事着手
平成19年度末まで下流工事用道路 全長12.5kmのうち7.5km完成
平成28年度完成予定

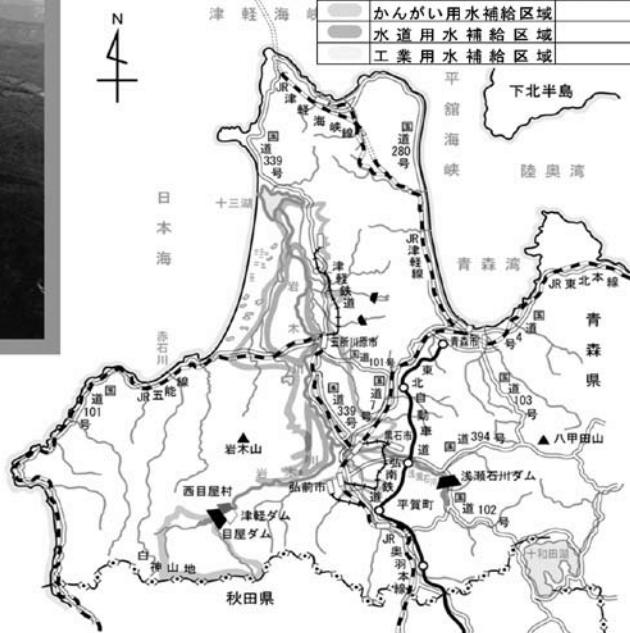
ダム完成予想図



【津軽ダム】

計画概要図

| 凡例 | | 備考 |
|------------|----|----------------------|
| ダム | 地點 | |
| 集水区域 | | 172.0km ² |
| 満水区域 | | 5.1km ² |
| 洪水氾濫防止区域 | | 6市5町2村 |
| かんがい用水補給区域 | | |
| 水道用水補給区域 | | |
| 工業用水補給区域 | | |



胆沢ダム

事業主体

国土交通省

問合せ先

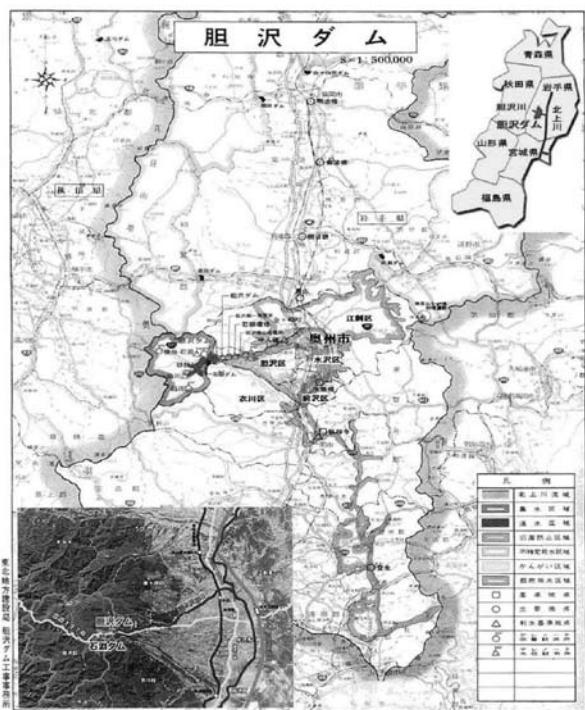
★ 東北地方整備局 胆沢ダム工事事務所
〒023-0403 岩手県奥州市胆沢区若柳字下松原77
TEL 0197-46-4711 FAX 0197-46-4363

事業の目的・効果

- ★ 胆沢ダムは、北上川上流改修事業的一大プロジェクトであり、沿川の洪水被害や河川環境の保全、慢性的な農業・水道用水の水不足を抜本的に解消するため、既設石淵ダム下流に新たにダムを建設するもので、北上川総合開発計画の根幹をなす。
- ・ダムの目的は、胆沢川及び北上川沿川地域の洪水被害軽減、河川環境の保全、農業・水道用水の安定供給・水力発電である。

事業期間・進捗状況

- ★ 昭和44年～
(進捗率) 54.6% (予算ベース)
- ・昭和44年：予備調査開始
 - ・昭和63年：建設事業着手
 - ・平成4年：工事着手
 - ・平成19年度末まで：堤体盛立58%まで終了



【胆沢ダム】

事業地域

岩手県奥州市、平泉町、一関市

総事業費

244,000,000千円

事業の概要

- ★ 中央コア型ロックフィルダム
- ・堤 高: 132.0m
 - ・堤頂長: 723.0m
 - ・堤体積: 1,350万m³

関連事業・計画

- ★ ・胆江広域水道用水供給事業(胆江広域水道企業団)
・国営土地改良事業胆沢平野地区(農林水産省)
・胆沢第一発電所(電源開発株式会社(JP))
・胆沢第三発電所(岩手県企業局)

特記事項

- ★ 胆沢ダムでは「人と自然との調和」を掲げ、ISO14001に沿った環境マネジメントシステムを導入するとともに、「地域に開かれたダム」を目指し、地域の環境学習、ふれあいの場として「胆沢ダム学習館」を開設し、また、年6回の現場見学会の開催等を実施している。また、生態系・景観(自然)の他にも、地域の慣習・風土・歴史・文化などにも配慮し、環境への影響を可能な限り少なくする取り組みを実施している。



砂子沢ダム建設事業

事業主体

秋田県

問合せ先

★ 秋田県建設交通部 河川砂防課
〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1
TEL 018-860-2519 FAX 018-860-3809

事業の目的・効果

- ★ ①洪水調節
- ②流水の正常な機能の維持
- ③水道用水の供給

事業期間・進捗状況

- ★ 平成4～22(2010)年度
(事業進捗率) 78.7% (平成19年度末)
- ・平成13年度：工事用道路
 - ・平成14年度：仮排水トンネル、本体工事発注
 - ・平成15～16年度：本体基礎掘削
 - ・平成17年度：本体コンクリート打設開始
 - ・平成18年度：本体コンクリート打設継続
 - ・平成19年度：本体コンクリート打設継続
放流設備完成
 - ・平成20年度：本体コンクリート打設完了
管理設備工事発注

事業地域

秋田県小坂町

総事業費

21,500,000千円

事業の概要

- ★ 河川：米代川水系小坂川
- ・型式：重力式コンクリートダム
 - (ダム高78.5m、堤頂長185.0m、堤体積283千m³)
 - ・総貯水容量：8,650千m³、有効貯水容量7,630千m³

関連事業・計画

- ★ 米代川水系 鹿角圏域河川整備計画



【砂子沢ダム完成予想図】

【砂子沢ダム流域図】

成瀬ダム

事業主体

国土交通省

問合せ先

★ 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所
〒012-0862 秋田県湯沢市閏口上寺沢64-2
TEL 0183-73-3174 FAX 0183-72-9722

事業の目的・効果

- ★ 成瀬ダムは、雄物川水系成瀬川に建設される多目的ダムであり、ダム建設の目的は次の通りである。
 - ・洪水調節：ダム下流の成瀬川、皆瀬川、雄物川の洪水被害の軽減
 - ・流水の正常な機能の維持：既得用水の供給、環境の保全などに必要な流量の補給
 - ・かんがい：平鹿平野地区への新規農業用水の供給
 - ・水道：ダム下流域の湯沢、横手、大仙の3市への水道用水の供給
 - ・発電：水力発電用水の供給

事業期間・進捗状況

- ★ 1973年 予備調査開始(秋田県)
 - 1983年 実施計画調査開始(秋田県)
 - 1991年 国直轄事業へ移行
 - 2001年 ダム基本計画の公示
 - 2017年 竣工予定

(進捗率) 12% (予算ベース 平成19年度末)



【成瀬ダム】

事業地域

秋田県雄勝郡東成瀬村、湯沢市、横手市、大仙市

總事業費

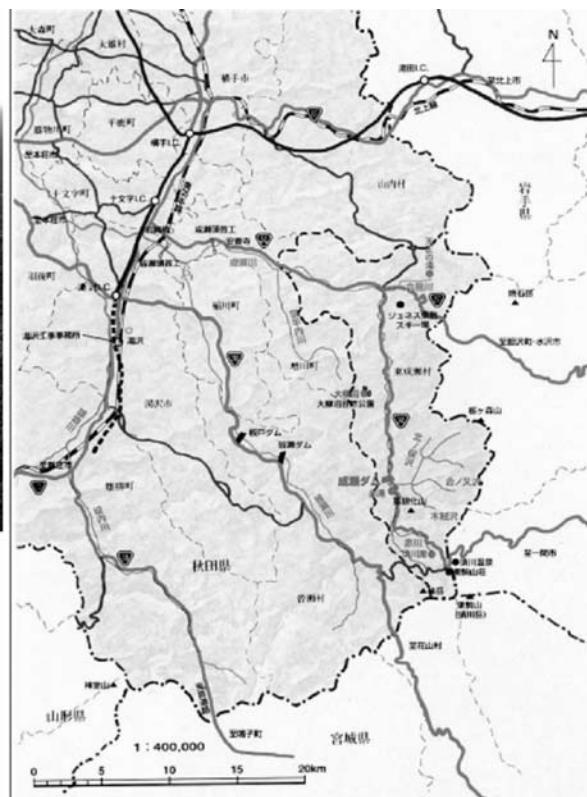
153,000,000千円

事業の概要

- ★ 中央コア型ロックフィルダムの建設
 - ・ダム高 113.5m
 - ・堤頂長 690m
 - ・堤体積 1,195.8万m³
 - ・湛水面積 2.26km²
 - ・総貯水容量 7,870万m³

関連事業・計画

- ★ 国営平鹿平野農業水利事業
湯沢市水道
横手市水道
大仙市水道



森吉山ダム

事業主体

国土交通省

問合せ先

★ 東北地方整備局 森吉山ダム工事事務所
〒018-4394 秋田県北秋田市米内沢字東川向5
TEL 0186-72-3015 FAX 0186-72-4274

事業の目的・効果

★ 森吉山ダム事業は、米代川沿川地域の洪水被害の軽減、既得用水の安定供給と水辺環境の保全、かんがい用水、水道用水の補給、発電を目的として行うものである。

事業期間・進捗状況

★ 昭和48～平成23年度（予定）
進捗率91.7%（H19年度末時点事業費ベース）
・昭和48年度 実施計画調査着手
・昭和61年度 建設事業着手
・平成13年度 本体建設工事着手
・平成23年度 完成（予定）

事業地域

秋田県北秋田市

総事業費

175,000,000千円

事業の概要

★ 形式：中央コア型ロックフィルダム
諸元：堤高89.9m、堤頂長786m、堤体積585万m³
総貯水容量78,100千m³、
有効貯水容量68,100千m³

関連事業・計画

★ ・県営担い手育成畑地帯総合整備事業（秋田県）
・水道用水供給事業（北秋田市）



【森吉山ダム】

留山川ダム整備事業

事業主体

山形県

問合せ先

★ 山形県土木部河川砂防課
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
TEL 023-630-2686 FAX 023-625-3866

事業の目的・効果

★ ・押切川流域の治水安全度の向上
・押切川の流水の正常な機能の維持

事業期間・進捗状況

★ 平成5年～平成22年（予定）

事業地域

山形県天童市

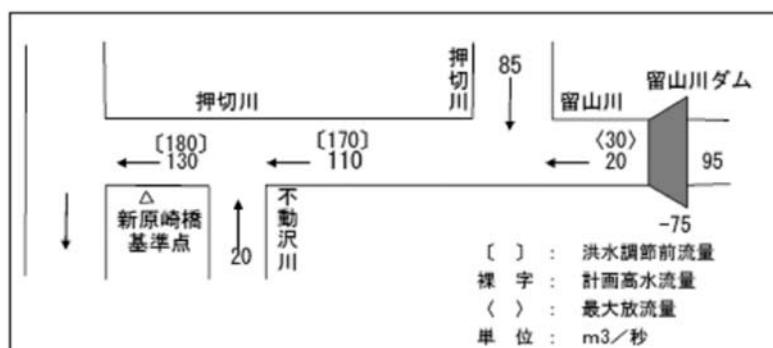
総事業費

約6,000,000千円

事業の概要

★ 最上川水系押切川にダムを建設することによる治水と流水の正常な機能の維持
ダム形式：重力式コンクリートダム
ダム高：46m ダム長：115m

計画高水流量配分図



完成予想図



最上小国川ダム建設事業

事業主体

山形県

問合せ先

★ 山形県土木部河川砂防課
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
TEL 023-630-2686 FAX 023-625-3866

事業の目的・効果

★ 最上小国川流域の治水安全度の向上

事業期間・進捗状況

★ 平成7年～平成27年（予定）

事業地域

山形県最上郡最上町

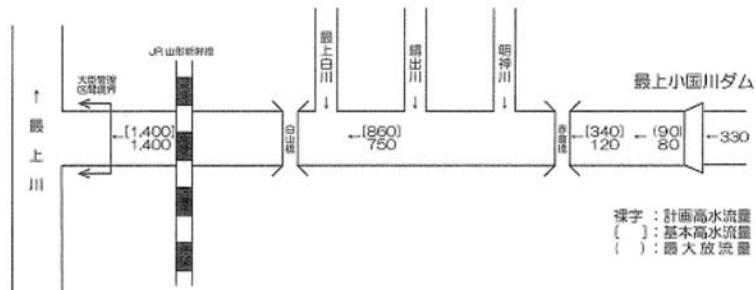
総事業費

約7,000,000千円

事業の概要

★ 最上川水系最上小国川にダムを建設することによる治水
ダム形式：重力式コンクリートダム（流水式ダム）
ダム高：46m ダム長：166m

■最上小国川 計画流量配分図



完成予想図



長井ダム

事業主体

国土交通省

問合せ先

★ 東北地方整備局 長井ダム工事事務所
〒993-0011 山形県長井市館町北6-6
TEL 0238-88-5181 FAX 0238-88-2713

事業の目的・効果

★ 長井ダムは、山形県長井市平野地内に高さ125.5m、堤頂長381m、総貯水容量51,000,000m³の貯水池を設け、計画高水流量1,000m³/sを220m³/sに調節し、下流の置賜野川沿岸及び最上川沿岸の洪水被害の軽減を図り、更にダムからの放流によって、下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るものである。また、利水の面では、新規に長井市の水道用水として1日最大10,000m³を供給するとともに、かんがい用水として置賜野川沿岸、並びに最上川沿岸の約7,900haの農地に対するかんがい用水の供給を行う。更に新設される発電所において最大出力10,000KWの発電を行う。

このように、当ダムは様々な角度から地域の発展に貢献する多目的ダムとして期待を集め完成が待たれている。

事業期間・進捗状況

★ 昭和47年度～平成22年度

平成19年度までの進捗率81%

- ・昭和59年：工事着手
- ・平成12年3月：転流後本体工事に着手
- ・平成14年10月：堤体コンクリートの打設を開始
- ・平成18年11月：堤体コンクリートの打設を終了



【長井ダム】

事業地域

山形県長井市

総事業費

160,000,000千円

事業の概要

| | |
|---------|------------------------|
| ★ 形式 | 重力式コンクリートダム |
| 堤頂標高 | EL..398.5m |
| 堤高 | 125.5m |
| 堤頂長 | 381m |
| 堤体積 | 120万m ³ |
| 計画高水流量 | 1,000m ³ /s |
| 計画放流量 | 220m ³ /s |
| 洪水調節方式 | 自然調節方式 |
| ダムサイト地質 | 花崗閃綠岩 |

関連事業・計画

- ★ 国営最上川中流農業水利事業
- ・白鷹地区県営灌漑排水事業
- ・山形県野川地区県営圃場整備事業
- ・県営野川地区お泥かんがい事業
- ・中郷地区第二次農業構造改善事業
- ・長井市上水道第4次拡張事業
- ・新野川第一発電所

特記事項

★ 長井ダムでは周辺環境への配慮、様々なコスト縮減への取り組み、地域と連携した地域循環型リサイクルへの取り組みを進めています。

また、①長井ダムに対して「目的、内容の検討」、「今後の工事過程における進捗状況等の点検」を行い、学識経験者等から意見を述べていただく目的で「ダム懇談会」を開催、②ダム建設事業への理解を深めてもらうとともに、地域住民とふれあうことを目的に広報誌「野川まなび館 NEWS」を発行し長井市内全戸配布、③ダム工事現場から発生する伐採木を堆肥化し、有効活用しています。さらに、④長井ダム周辺環境整備計画の策定にあたり「長井らしい」周辺環境整備を進めるために、長井市民(有識者)からの意見を聴衆し、周辺環境整備計画を策定しております。



松川遊砂地

事業主体

国土交通省

問合せ先

★ 東北地方整備局 福島河川国道事務所
〒960-8584 福島市黒岩字榎平36
TEL 024-546-4331 FAX 024-539-9184

事業の目的・効果

★ 松川流域での土砂災害防止を図る目的から、上流からの土砂を遊砂地内にため、一気に下流へ流れしていくことを抑える効果が期待される。

事業期間・進捗状況

★ 昭和63～平成26年度予定
H19年度末進捗率：約40%（事業費見合い）
・事業着手 昭和63年～
・第1床固工 H1～H9（完成）
・第2床固工 H18～（施工中）
・第3床固工（未着手）
・護岸工 H1～（施工中） H19年度末約350m 完成



事業地域

福島県福島市

総事業費

4,500,000千円

事業の概要

★ 床固3基
護岸 L=2,770m
整備土砂量約 70,000m³

関連事業・計画

★ 阿武隈川水系溪流環境整備計画検討委員会で松川流域の自然環境、景観保全・創出に関する計画を策定し、この中で都市景観に潤いと変化を与え、“生活環境、レクリエーション、防災上の重要施設”に位置づけられている。



大河津可動堰改築

事業主体

北陸地方整備局

問合せ先

★ 北陸地方整備局 信濃川河川事務所
〒940-0098 新潟県長岡市信濃1-5-30
TEL 0258-32-3020(代) FAX 0258-34-9044

事業の目的・効果

★ 大河津可動堰は、信濃川と大河津分水路の分岐点に位置し、昭和6年に完成して以来、洗堰とともに、大河津分水の根幹的施設（分流制御施設）として、治水、利水機能などに大きな役割を果たしてきたが、設置後70年以上を経過し、施設本体の老朽化が顕著になり、また敷高等の影響によって流下能力不足が生じておらず、その抜本的対策が急務となっている。

可動堰が正常に機能しなければ、信濃川の流量不足により、越後平野の利水に甚大な被害をもたらすだけでなく、治水上も洪水時には右岸堤の破壊につながり、下流域に甚大な被害をもたらす可能性がある。このため、可動堰の改築が必要である。

事業期間・進捗状況

★ 平成15年度：「特定構造物改築事業」により改築事業に着手
・平成16年度：河道掘削着手
・平成17年度：堰本体工の工事に着手
・平成20年度：堰本体工事及び、堰に架かる管理橋の上部工の推進
・平成25年度：完成（予定）



事業地域

新潟県燕市

総事業費

約410億円

事業の概要

★ 新可動堰は、現可動堰の下流約400m地点に建設。改築にあたっては、景観に配慮した堰構造として日本最大級のラジアルゲートを採用するとともに、新技術の活用、コスト縮減、環境にも配慮し、事業を推進していく。
・堰本体改築：堰柱7基、制水ゲート2門、調節ゲート4門
・河道掘削及び護岸工：1式

関連事業・計画

★ 平成16年の「7.13新潟・福島豪雨災害」等を受け、北陸地方整備局では安全で安心な地域づくりを目指し、水害に強い施設整備を進めている。

特記事項

★ 大河津分水路は、建設当時東洋一大工事と言われ、外国製及び国内製の最新掘削機が投入された。工事中には3回もの地滑りが発生し、特に3回目は掘削してきた分水路が土砂で埋まってしまうほどの大規模なものであった。
採掘した土砂は2,880万立方メートルで、工事に携わった人はのべ1,000万人にも及んだ。

統合河川環境整備事業

事業主体

新潟県

問合せ先

★ 新潟県土木部 河川整備課
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
TEL 025-280-5419 FAX 025-280-5376

事業の目的・効果

★ 2015年頃までに小佐渡東部地区に60羽のトキ定着を目指した環境再生ビジョンの一つの足がかりとして、湿地の創出、河川の自然再生、魚道の設置をモニタリングで効果を確認しながら段階的に整備し、トキの餌生物等の生息環境、移動環境を確保していく。

事業期間・進捗状況

★ 平成17年度：天王川等の自然再生に着手

関連事業・計画

★ トキ保護増殖事業、営巣木等保全整備事業、田園自然環境保全整備事業、他

事業地域

新潟県佐渡市 小佐渡東部地区

総事業費

C=990百万円

事業の概要

★ トキは日本を象徴する国際保護鳥であったが、中国産のトキのペアリングによる保護増殖で現在およそ110羽までに回復している。

平成16年1月に「トキ保護増殖事業計画」が環境省、農林水産省、国土交通省の連名で変更され、営巣環境の保全や餌場の整備を一体的に進めることとなった。県では、平成17年3月に「新潟県トキ野生復帰推進計画」を策定し、平成20年の試験放鳥に向けて国、佐渡市と連携を図りながらトキの生息環境の整備を推進している。このような状況を踏まえ、本事業では国府川、天王川、久知川、大野川の4河川からそれぞれ河川特性をいかして、湿地の創出、河川の自然再生、魚道の設置を行う。



環境用水利活用促進事業

事業主体

新潟市

問合せ先

- ★ 新潟市農林水産部農村整備課
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1
TEL 025-228-1000(内線31822)
FAX 025-230-1033

事業の目的・効果

- ★ 新潟市域のほぼ中央部に広がる亀田郷地域は約4km²の水田が広がる田園地域です。しかし非かんがい期になると、河川から用水が取水されなくなるため農業用排水路の水量が著しく減少し、水質の悪化やゴミの滞留が発生しています。

この状況を憂いた地域住民が、うるおいのある農村景観の形成、生態系及び水質の保全、親水空間の創出などを求め、これに応える形で河川からの通年取水を実施し、年間を通じた良好な田園環境の実現と田園価値の向上を図るものであります。

環境用水により、水環境の再生と生態系の保全、水辺環境の向上が実現されると共に、そこで作られる農作物のイメージアップが期待されます。また、水辺や市民がふれあう憩いの場を提供し、都市と農村との交流を促進することで「田園型拠点都市」にふさわしい活気ある農村が形成され、都市全体の魅力向上に寄与するものと期待されています。

事業期間・進捗状況

- ・事業期間 平成19年度から
・進捗状況 水利権許可期限は3ヵ年(平成22年4月23日まで)であり、本年度で2年目である。なお水利権は更新し、事業も継続する予定である。

事業地域

新潟市江南区和田地内ほか(亀田郷西部地区)

総事業費

平成19年度 7,000千円
平成20年度 6,000千円

事業の概要

- ★ 全国で初となる環境用水水利権を市が取得いたしました。非かんがい期の用排水路施設の維持管理等は亀田郷土地改良区に委託しております。また、市、同土地改良区、新潟大学、住民による「丸潟新田再生湿地協議会」を立ち上げ、生物の育成環境の保全や親水空間の創出など環境用水の利活用促進に係る活動を実施しています。

許可：平成19年10月18日に河川法第23条(水利使用)の許可

取水期間：9月11日から翌年4月23日(非かんがい期)

最大取水量：2.15m³/s(信濃川から取水)

関連事業・計画

- ★ ①新・新潟市総合計画基本計画

5つの都市像の実現を目指している。この都市像のうち「田園型拠点都市」で、「食と花の魅力づくり」や「水辺と緑のまちづくり」をテーマとし、安全・安心でおいしい農産物を提供するだけでなく、豊かな農業生産基盤が有する多面的機能の発揮を目指すとしている。

- ②新市農業構想

河川の清流化と農業用用排水路等の水辺環境改善を目指し、水環境を特徴づける大河川や潟湖、農業用用排水路等の地域資源を活かした水辺の景観形成や親水性を高めると共に、河川の清流化や環境用水の導入、自然に配慮した水路護岸整備等により、四季を通じて水のある水辺環境の形成と、水辺に生息・育成する野生動植物の保護・育成に努めるとしている。